

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成19年12月20日
【中間会計期間】	第101期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社北陸銀行
【英訳名】	The Hokuriku Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 高木 繁雄
【本店の所在の場所】	富山市堤町通り1丁目2番26号
【電話番号】	076（423）7111（代表）
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 中野 隆
【最寄りの連絡場所】	富山市堤町通り1丁目2番26号
【電話番号】	076（423）7111（代表）
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 中野 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社北陸銀行 東京支店 （東京都中央区日本橋室町3丁目2番10号） （注）上記の支店は金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありません が、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成17年度	平成18年度
		中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	平成17年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	平成18年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
連結経常収益	百万円	67,717	63,272	68,172	133,399	131,066
連結経常利益	百万円	6,274	16,214	19,875	27,073	38,568
連結中間純利益	百万円	4,112	8,588	10,199	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	15,796	19,034
連結純資産額	百万円	198,462	222,037	240,027	217,453	240,384
連結総資産額	百万円	5,524,692	5,592,382	5,563,299	5,591,908	5,621,915
1株当たり純資産額	円	124.48	148.95	166.59	144.30	167.53
1株当たり中間純利益	円	3.58	8.70	9.74	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	15.41	19.28
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	3.19	7.10	8.86	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	12.28	15.73
自己資本比率	%	—	3.97	4.31	—	4.28
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.69	9.21	9.55	8.90	9.25
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△385	△32,341	△13,032	△2,742	△67,233
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△41,956	29,659	2,506	△36,990	48,013
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△5,488	41	△4,983	△10,486	△776
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	143,352	138,333	105,465	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	140,972	120,979
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,878 [2,656]	2,807 [2,494]	2,838 [2,596]	2,722 [2,486]	2,742 [2,523]

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
7. 従業員数は、平成17年度、平成18年度中間連結会計期間より執行役員を除いております。なお、平成17年度中間連結会計期間には8名の執行役員が含まれております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第99期中	第100期中	第101期中	第99期	第100期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	66,882	62,758	66,808	132,049	130,121
経常利益	百万円	5,995	16,139	17,872	26,779	38,153
中間純利益	百万円	4,031	8,532	8,218	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	15,687	18,638
資本金	百万円	140,409	140,409	140,409	140,409	140,409
発行済株式	普通株式	千株	987,147	987,147	987,147	987,147
総数	第一回第1種優先株式	千株	150,000	150,000	150,000	150,000
純資産額	百万円	198,058	221,417	237,607	216,945	239,397
総資産額	百万円	5,569,469	5,639,682	5,614,275	5,637,748	5,670,665
預金残高	百万円	4,793,349	4,824,526	4,921,310	4,836,624	4,917,478
貸出金残高	百万円	4,041,945	4,097,416	4,176,216	4,085,728	4,124,931
有価証券残高	百万円	879,147	859,984	840,084	892,726	853,235
1株当たり	普通株式	円	0.50	—	3.50	0.50
配当額	第一回第1種優先株式	円	3.85	—	3.85	—
自己資本比率	%	—	3.93	4.23	—	4.22
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.65	9.17	9.41	8.86	9.16
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,775 [2,518]	2,714 [2,355]	2,741 [2,423]	2,635 [2,349]	2,658 [2,371]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
5. 従業員数は、第99期、第100期中より執行役員を除いております。なお、第99期中には8名の執行役員が含まれております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業務	その他の業務	合計
従業員数（人）	2,741 [2,423]	97 [173]	2,838 [2,596]

- (注) 1. 従業員数は、執行役員9人、臨時従業員2,613人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	2,741 [2,423]
---------	------------------

- (注) 1. 従業員数は、執行役員9人、臨時従業員2,442人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 当行の従業員組合は、北陸銀行職員組合（組合員数2,184人）と銀行産業労働組合（組合員数5人）であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

平成19年度上半期のわが国経済は、製造業を中心とした企業収益の改善により設備投資が堅調に推移するなど、企業部門を中心に回復が続きまし。この流れは家計部門にも波及し、個人消費の回復にもつながりましたが、依然として一部に弱い動きもみられます。米国経済の動向、原油・素材価格の影響など懸念材料も残っており、今後の景気の回復は緩やかなものになるとみられています。

当行の主要営業地域である北陸三県では、一般機械や化学を中心に生産活動が好調に推移し、設備投資も製造業を中心に高水準を維持しております。一方、家計部門では雇用・所得の改善傾向が定着してきていますが、個人消費の本格的な回復には至っておりません。公共投資、住宅投資も低調に推移しており、全体としては、一進一退の状況がしばらく続くものとみられています。

このような環境の中、当行グループは、広域ネットワークの活用と幅広い金融サービス機能の発揮に努め、各地域において営業基盤の強化と安定的な収益力の強化に努めてまいりました。

個人のお客さまには、おはじめ定期預金、退職金専用定期預金、ジャンボ宝くじ付定期預金のほか投資信託や個人年金保険の継続取り扱いにより、多様化するお客さまの資金運用ニーズにきめ細かくお応えいたしました。ローンでは、融資実行時の金利優遇幅と同幅を次回以降の金利特約設定時にも継続適用することで将来の金利負担を軽減する住宅ローン「夢ホームスーパー」の取り扱いを開始したほか、住宅ローンでの「家族割引」の優遇幅を見直し、子育て家庭への支援を図るなどローンご利用のお客さまの様々なニーズにお応えいたしました。体制面では、個人ローン推進の拠点である〈ほくぎん〉ローンプラザは休日営業所を1カ所増設し、53カ所（うち休日営業28カ所）となり、推進体制をさらに強化いたしました。

法人のお客さまには、当行をメインバンクとしてご利用いただいているお客さまに各種手数料を優遇する「ほくぎんビジネスポイント倶楽部」の取り扱いを開始したほか、創業130周年を記念した短期市場連動ファンドや長期固定金利のSSファンドなど資金調達ニーズにあった融資商品の提供に努めました。3月の能登半島地震で被害を受けたお客さまに対しては、低利の制度融資「能登半島地震対策融資」を積極的に取り扱いいたしました。また、リレーションシップバンキング機能発揮のためのビジネスマッチングの取り組みについては、北陸の食材をテーマに流通大手パイヤー等との商談につなげる「食のサミットin金沢」の開催や、中国上海での地銀11行共催による地銀合同商談会を開催いたしました。また、従来の中国・ASEANからインドに比重を移している海外進出企業の支援体制強化のため、インド最大の商業銀行、インドステイト銀行と業務提携いたしました。

以上の結果、当中間連結会計期間の業績は以下になりました。

預金につきましては、半期中37億円減少し4兆8,929億円となりましたが、個人預金、公共債、投資信託を合わせた個人預かり資産残高は、お客様への幅広い金融商品、サービスの提供に努めてまいりました結果、半期中938億円増加し3兆8,679億円となりました。

貸出金につきましては、地域金融機関として積極的な資金供給に努めました結果、半期中446億円増加し4兆1,901億円となりました。

有価証券につきましては、価格変動リスクに配慮し、慎重な運用に努めました結果、半期中141億円減少し7,858億円となりました。

経常収益につきましては、貸出金残高の増加と貸出利回りの上昇などにより、前中間連結会計期間比49億円増加し681億円、経常利益は前中間連結会計期間比36億円増加し198億円、中間純利益は前中間連結会計期間比16億円増加し101億円となりました。

キャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加などから△130億円となり、前中間連結会計期間比193億円の支出減少となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却、償還等から25億円となり、前中間連結会計期間比271億円の収入減少となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後社債の償還等から△49億円となり、前中間連結会計期間比50億円の支出増加 となりました。以上から、現金及び現金同等物は1,054億円となり、半期中155億円の減少となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間は、資金運用収支は前中間連結会計期間とほぼ同額の385億円、役員取引等収支は前中間連結会計期間比12億円増加して101億円、特定取引収支は前中間連結会計期間比2億円減少して3億円、その他業務収支は前中間連結会計期間比5億円減少加して46億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	39,159	△577	—	38,582
	当中間連結会計期間	38,773	△185	—	38,588
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	41,722	2,104	△0	43,827
	当中間連結会計期間	45,901	2,199	△18	48,082
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	2,562	2,681	△0	5,244
	当中間連結会計期間	7,127	2,385	△18	9,494
役員取引等収支	前中間連結会計期間	8,629	276	—	8,906
	当中間連結会計期間	9,883	269	—	10,153
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	11,722	347	—	12,070
	当中間連結会計期間	13,100	328	—	13,429
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	3,093	70	—	3,164
	当中間連結会計期間	3,217	58	—	3,275
特定取引収支	前中間連結会計期間	642	37	—	680
	当中間連結会計期間	355	27	—	383
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	642	37	—	680
	当中間連結会計期間	355	27	—	383
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	1,774	3,421	—	5,196
	当中間連結会計期間	511	4,136	—	4,647
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	1,774	3,421	—	5,196
	当中間連結会計期間	511	4,136	—	4,648
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	0	—	0

(注) 1. 「国内」、「海外」の区分に替えて、「国内業務部門」、「国際業務部門」で区分しております。

国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等分は国際業務部門に含めております。

2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間3百万円）を控除して表示しております。

3. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息であります。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は前中間連結会計期間比720億円増加して5兆1,529億円となり、資金運用利息は前中間連結会計期間比42億円増加の480億円となりました。この結果、資金運用利回りは前中間連結会計期間比0.14%上昇して1.86%となりました。

一方、資金調達勘定平均残高は、前中間連結会計期間比432億円増加して5兆907億円となり、資金調達利息は前中間連結会計期間比42億円増加の94億円となりました。この結果、資金調達利回りは、前中間連結会計期間比0.17%上昇して0.37%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	4,971,693	41,722	1.67
	当中間連結会計期間	5,066,267	45,901	1.80
うち貸出金	前中間連結会計期間	4,000,401	36,962	1.84
	当中間連結会計期間	4,084,090	40,558	1.98
うち有価証券	前中間連結会計期間	710,574	3,569	1.00
	当中間連結会計期間	727,452	4,029	1.10
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	48,650	39	0.16
	当中間連結会計期間	58,615	182	0.61
うち預け金	前中間連結会計期間	109	0	0.25
	当中間連結会計期間	113	0	0.18
資金調達勘定	前中間連結会計期間	4,942,802	2,562	0.10
	当中間連結会計期間	5,012,268	7,127	0.28
うち預金	前中間連結会計期間	4,672,003	1,300	0.05
	当中間連結会計期間	4,759,431	6,052	0.25
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	69,067	23	0.06
	当中間連結会計期間	79,760	165	0.41
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	102,745	28	0.05
	当中間連結会計期間	22,918	51	0.44
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	1,273	1	0.30
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	99,135	613	1.23
	当中間連結会計期間	142,892	819	1.14

(注) 1. 平均残高は、当行については日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間47,770百万円、当中間連結会計期間33,707百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前中間連結会計期間2,425百万円、当中間連結会計期間2,426百万円）及び利息（前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間3百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	109,338	2,104	3.83
	当中間連結会計期間	96,818	2,199	4.53
うち貸出金	前中間連結会計期間	6,889	209	6.07
	当中間連結会計期間	3,442	107	6.21
うち有価証券	前中間連結会計期間	84,143	1,351	3.20
	当中間連結会計期間	53,076	1,069	4.01
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	72	1	4.78
	当中間連結会計期間	168	4	5.32
うち預け金	前中間連結会計期間	10,241	191	3.73
	当中間連結会計期間	22,107	404	3.64
資金調達勘定	前中間連結会計期間	104,839	2,681	5.10
	当中間連結会計期間	88,669	2,385	5.36
うち預金	前中間連結会計期間	54,598	996	3.63
	当中間連結会計期間	43,195	795	3.67
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	1,094	30	5.57
	当中間連結会計期間	1,811	43	4.81
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	18,306	461	5.02
	当中間連結会計期間	13,451	349	5.18
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1. 当行の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式（前月末T T仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式）により算出しております。

2. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前中間連結会計期間一百万円、当中間連結会計期間一百万円）及び利息（前中間連結会計期間一百万円、当中間連結会計期間一百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（△）	合計	小計	相殺消去額（△）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	5,081,032	△169	5,080,862	43,827	△0	43,827	1.72
	当中間連結会計期間	5,163,085	△10,173	5,152,912	48,101	△18	48,082	1.86
うち貸出金	前中間連結会計期間	4,007,290	—	4,007,290	37,172	—	37,172	1.85
	当中間連結会計期間	4,087,532	—	4,087,532	40,665	—	40,665	1.98
うち有価証券	前中間連結会計期間	794,717	—	794,717	4,920	—	4,920	1.23
	当中間連結会計期間	780,529	—	780,529	5,098	—	5,098	1.30
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	48,722	—	48,722	41	—	41	0.17
	当中間連結会計期間	58,783	—	58,783	186	—	186	0.63
うち預け金	前中間連結会計期間	10,350	—	10,350	191	—	191	3.69
	当中間連結会計期間	22,221	—	22,221	404	—	404	3.62
資金調達勘定	前中間連結会計期間	5,047,641	△169	5,047,471	5,244	△0	5,244	0.20
	当中間連結会計期間	5,100,937	△10,173	5,090,764	9,512	△18	9,494	0.37
うち預金	前中間連結会計期間	4,726,602	—	4,726,602	2,296	—	2,296	0.09
	当中間連結会計期間	4,802,626	—	4,802,626	6,848	—	6,848	0.28
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	69,067	—	69,067	23	—	23	0.06
	当中間連結会計期間	79,760	—	79,760	165	—	165	0.41
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	103,840	—	103,840	59	—	59	0.11
	当中間連結会計期間	24,729	—	24,729	94	—	94	0.76
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	19,579	—	19,579	463	—	463	4.71
	当中間連結会計期間	13,451	—	13,451	349	—	349	5.18
うち借入金	前中間連結会計期間	99,135	—	99,135	613	—	613	1.23
	当中間連結会計期間	142,892	—	142,892	819	—	819	1.14

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間47,770百万円、当中間連結会計期間33,707百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前中間連結会計期間2,425百万円、当中間連結会計期間2,426百万円）及び利息（前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間3百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

2. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間は、役務取引等収益が前中間連結会計期間比13億円増加して134億円、役務取引等費用が前中間連結会計期間比1億円増加して32億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前中間連結会計期間	11,722	347	12,070
	当中間連結会計期間	13,100	328	13,429
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	2,883	—	2,883
	当中間連結会計期間	2,840	—	2,840
うち為替業務	前中間連結会計期間	3,561	329	3,890
	当中間連結会計期間	3,491	310	3,802
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	2,633	—	2,633
	当中間連結会計期間	4,312	—	4,312
うち代理業務	前中間連結会計期間	669	—	669
	当中間連結会計期間	651	—	651
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	222	—	222
	当中間連結会計期間	220	—	220
うち保証業務	前中間連結会計期間	181	17	199
	当中間連結会計期間	202	17	220
役務取引等費用	前中間連結会計期間	3,093	70	3,164
	当中間連結会計期間	3,217	58	3,275
うち為替業務	前中間連結会計期間	517	70	588
	当中間連結会計期間	517	58	576

(4) 国内業務部門・国際業務部門別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は、前中間連結会計期間比2億円減少して3億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引収益	前中間連結会計期間	642	37	680
	当中間連結会計期間	355	27	383
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	126	—	126
	当中間連結会計期間	67	—	67
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	516	37	554
	当中間連結会計期間	288	27	316
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 内訳科目は、それぞれ収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、上回った純額を計上しております。

② 特定取引資産・負債の内訳（末残）

当中間連結会計期末の特定取引資産は前中間連結会計期間比17億円減少して50億円、特定取引負債は前中間連結会計期間比2億円増加して9億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引資産	前中間連結会計期間	6,576	290	6,866
	当中間連結会計期間	4,727	366	5,093
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	3,986	—	3,986
	当中間連結会計期間	2,136	—	2,136
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	2,590	290	2,880
	当中間連結会計期間	2,590	366	2,956
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
特定取引負債	前中間連結会計期間	462	174	637
	当中間連結会計期間	692	215	907
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	462	174	637
	当中間連結会計期間	692	215	907
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(5) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	4,751,688	53,859	4,805,548
	当中間連結会計期間	4,846,895	46,050	4,892,945
うち流動性預金	前中間連結会計期間	2,317,856	—	2,317,856
	当中間連結会計期間	2,330,668	—	2,330,668
うち定期性預金	前中間連結会計期間	2,401,540	—	2,401,540
	当中間連結会計期間	2,474,513	—	2,474,513
うちその他	前中間連結会計期間	32,291	53,859	86,150
	当中間連結会計期間	41,713	46,050	87,763
譲渡性預金	前中間連結会計期間	54,794	—	54,794
	当中間連結会計期間	52,425	—	52,425
総合計	前中間連結会計期間	4,806,483	53,859	4,860,342
	当中間連結会計期間	4,899,320	46,050	4,945,371

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(6) 国内・特別国際金融取引勘定分別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高（百万円）	構成比（％）	貸出金残高（百万円）	構成比（％）
国内 （除く特別国際金融取引勘定分）	4,119,903	100.00	4,190,152	100.00
製造業	661,615	16.06	679,018	16.21
農業	10,280	0.25	10,388	0.25
林業	2,979	0.07	3,003	0.07
漁業	6,044	0.15	6,016	0.14
鉱業	2,187	0.05	2,289	0.06
建設業	286,537	6.95	276,758	6.61
電気・ガス・熱供給・水道業	28,371	0.69	30,273	0.72
情報通信業	27,571	0.67	25,313	0.60
運輸業	103,399	2.51	89,155	2.13
卸売・小売業	599,076	14.54	570,802	13.62
金融・保険業	113,125	2.75	103,188	2.46
不動産業	347,754	8.44	318,914	7.61
各種サービス業	453,139	11.00	455,830	10.88
地方公共団体等	576,808	14.00	662,815	15.82
その他	901,006	21.87	956,379	22.82
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
合計	4,119,903	—	4,190,152	—

② 外国政府等向け債権残高（国別）

該当ありません。

（注）「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(7) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	258,410	—	258,410
	当中間連結会計期間	264,514	—	264,514
地方債	前中間連結会計期間	100,916	—	100,916
	当中間連結会計期間	121,802	—	121,802
社債	前中間連結会計期間	217,097	—	217,097
	当中間連結会計期間	210,440	—	210,440
株式	前中間連結会計期間	140,360	—	140,360
	当中間連結会計期間	133,980	—	133,980
その他の証券	前中間連結会計期間	12,199	77,825	90,024
	当中間連結会計期間	9,311	45,754	55,065
合計	前中間連結会計期間	728,984	77,825	806,809
	当中間連結会計期間	740,049	45,754	785,804

(注) 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	52,876	53,268	391
経費 (除く臨時処理分)	25,323	25,603	280
人件費	11,885	12,051	165
物件費	12,062	12,212	150
税金	1,375	1,339	△35
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	27,553	27,665	111
のれん償却額	—	—	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	27,553	27,665	111
一般貸倒引当金繰入額	△1,633	3,491	5,125
業務純益	29,187	24,173	△5,013
うち債券関係損益	73	123	50
臨時損益	△13,048	△6,300	6,747
株式関係損益	253	△266	△519
不良債権処理損失	14,592	6,257	△8,334
貸出金償却	1	0	△1
個別貸倒引当金繰入額	14,578	6,252	△8,325
その他の債権売却損等	11	4	△7
その他臨時損益	1,290	223	△1,067
経常利益	16,139	17,872	1,733
特別損益	109	△1,923	△2,033
うち固定資産処分損益	△73	△27	45
税引前中間純利益	16,249	15,949	△299
法人税、住民税及び事業税	44	44	—
法人税等調整額	7,672	7,687	14
中間純利益	8,532	8,218	△314

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.65	1.78	0.13
(イ) 貸出金利回	1.84	1.98	0.14
(ロ) 有価証券利回	0.93	1.02	0.09
(2) 資金調達原価 ②	1.08	1.26	0.18
(イ) 預金等利回	0.05	0.25	0.20
(ロ) 外部負債利回	0.62	1.05	0.43
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.56	0.52	△0.04

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	38.11	33.04	△5.07
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	38.11	33.04	△5.07
業務純益ベース	40.37	28.78	△11.59
中間純利益ベース	11.80	9.32	△2.48

(注) $ROE = \frac{(中間純利益等 - 優先株式配当金総額) \div 183 \times 365}{\{(期首純資産額 - 期首発行済優先株式数 \times 発行価格) + (期末純資産額 - 期末発行済優先株式数 \times 発行価格)\} \div 2} \times 100$

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (未残)	4,824,526	4,921,310	96,784
預金 (平残)	4,745,046	4,827,217	82,170
貸出金 (未残)	4,097,416	4,176,216	78,799
貸出金 (平残)	3,984,401	4,070,282	85,880

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	3,166,985	3,265,073	98,088
法人	1,506,638	1,497,796	△8,842
その他	148,765	156,903	8,137
合計	4,822,388	4,919,772	97,383

(注) 1. 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

2. その他とは公金預金と金融機関預金であります。

(3) 個人ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人ローン残高	825,721	890,495	64,773
うち住宅系ローン残高	742,719	812,857	70,138
うちその他のローン残高	83,002	77,637	△5,364

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	3,002,313	3,017,190	14,877
総貸出金残高	② 百万円	4,097,416	4,176,216	78,799
中小企業等貸出金比率	①/② %	73.27	72.25	△1.02
中小企業等貸出先件数	③ 件	243,399	241,309	△2,090
総貸出先件数	④ 件	244,129	242,027	△2,102
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.70	99.70	0.00

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

[次へ](#)

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	47	123	19	61
信用状	629	7,016	501	5,031
保証	12,929	182,044	11,477	91,046
計	13,605	189,185	11,997	96,139

（注）有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、当中間会計期間から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ保証の口数が538件、金額が83,716百万円減少しております。

前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、保証の口数が492件、金額が81,400百万円減少します。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下「旧告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	140,409	140,409
	うち非累積的永久優先株	37,500	37,500
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	14,998	14,998
	利益剰余金	44,247	64,942
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	4,032
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	4,291
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	199,655	212,027
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	8,156	8,118
	一般貸倒引当金	21,698	21,812
	負債性資本調達手段等	64,600	63,900
	うち永久劣後債務（注2）	26,500	26,500
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	38,100	37,400
	計	94,454	93,830
	うち自己資本への算入額 (B)	92,561	91,881
控除項目	控除項目（注4） (C)	50	193
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	292,166	303,715
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	3,035,395	2,860,541
	オフ・バランス取引等項目	133,465	118,389
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	2,978,931
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	—	199,221
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	15,937
	計 (E) + (F)（注5） (H)	3,168,861	3,178,152
連結自己資本比率（国内基準）= D/H×100 (%)		9.21	9.55
(参考) Tier 1比率=A/H×100 (%)		—	6.67

(注) 1. 告示第28条第2項（旧告示第23条第2項）に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第29条第1項第3号（旧告示第24条第1項第3号）に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
(4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
5. 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載してあります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	140,409	140,409
	うち非累積的永久優先株	37,500	37,500
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	14,998	14,998
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	2,644	2,644
	その他利益剰余金	41,613	59,988
	その他	—	—
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	4,032
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	4,291
	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	199,666	209,717
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	8,156	8,118
	一般貸倒引当金	20,804	20,831
	負債性資本調達手段等	64,600	63,900
	うち永久劣後債務(注2)	26,500	26,500
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	38,100	37,400
	計	93,560	92,850
	うち自己資本への算入額 (B)	92,670	92,025
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	193
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	292,286	301,549
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	3,052,826	2,884,636
	オフ・バランス取引等項目	133,465	118,389
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	3,003,026
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	—	198,190
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	15,855
計 (E) + (F) (注5) (H)	3,186,291	3,201,217	
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		9.17	9.41
(参考) Tier 1比率 = A/H × 100 (%)		—	6.55

(注) 1. 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであ

ります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号（旧告示第31条第1項第4号及び第5号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号（旧告示第32条第1項）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
5. 平成18年9月30日の金額は、「資産（オン・バランス）項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

（資産の査定）

（参考）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額（当行単体）

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	377	401
危険債権	1,348	1,024
要管理債権	429	379
正常債権	40,858	41,893

（注） 上記金額は単位未満を四捨五入しております。

資産の査定の額（当行単体+株式会社北銀コーポレート）

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	426	423
危険債権	1,431	1,047
要管理債権	451	401
正常債権	40,943	41,978

（注） 上記金額は単位未満を四捨五入しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当行グループは、株式会社北海道銀行とともに、持株会社である株式会社ほくほくフィナンシャルグループを中心とした広域地域金融グループとしてのビジネスモデルを活かして、環境変化に的確に対応し、将来へと繋がる安定的な収益基盤の確立を目指してまいります。

本年は創業130周年運動を展開中であり、きめの細かい地道な活動による顧客接点の拡大とサービスの質の向上に努めておりますが、外部との提携も活用して質の高い金融サービスを提供するなど、営業力の更なる強化を図ってまいります。

また、金融商品取引法など顧客重視・利用者保護の趣旨を踏まえた販売体制の確立、バーゼルⅡに則したリスク管理態勢の充実に努めてまいります。更には、顧客利便性・セキュリティ向上のための戦略的な投資等を盛り込みつつ、引き続き経費等の削減に取り組むことで、「経営の健全化のための計画」を着実に実践し、地域金融機関としての使命を果たしてまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	敷地面積(㎡)	建物延面積(㎡)	完了年月
当行	—	富山問屋町出張所	富山県富山市	店舗	834.99	462.28	平成19年4月

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,700,000,000
第1種 優先株式	200,000,000
第2種 優先株式	50,000,000
第3種 優先株式	50,000,000
計	2,000,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月20日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	987,147,185	同左	—	(注) 1
第一回第1種優先株式	150,000,000	同左	—	(注) 2
計	1,137,147,185	同左	—	—

(注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当行における標準となる株式であります。

(注) 2. 第一回第1種優先株式の概要は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金

1株につき年7円70銭。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、本優先株式の株主(以下「本優先株主」という)に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当の支払いをしない。

(4) 優先中間配当金

1株につき3円85銭。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。本優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配はしない。

3. 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配順位は、当行が発行するすべての優先株式と同順位とする。

4. 消却

当行は、いつでも本優先株式を買受け、これを保有し、又は利益をもって消却することができる。

5. 普通株式への転換

(1) 転換請求期間

平成13年3月1日から平成22年7月29日までとする。

(2) 転換価額 金402円10銭

(3) 転換価額の修正

転換価額は、平成13年7月31日以降平成21年7月31日までの毎年7月31日(以下それぞれ「転換価額修正日」という)に当該転換価額修正日現在の時価に修正される。ただし、当該時価が148円(以下「下限転換価額」という)を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。「転換価額修正日現在の時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における(株)ほくほくフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、下記(4)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は(4)に準じて調整される。

(4) 転換価額の調整

転換価額(下限転換価額を含む)は、優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という)により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行普通株式数}}$$

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{1 \text{株あたり時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は株式分割又は併合その他一定の場合にも適宜調整される。

(5) 転換により発行する株式の内容

㈱北陸銀行普通株式

6. 普通株式への一斉転換条項

平成22年7月29日までに転換請求のなかった本優先株式は平成22年7月30日（以下「一斉転換日」という）をもって、500円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における㈱ほくほくフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。当該平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、この場合当該平均値が150円を下回る場合は、500円を150円で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に従ってこれを取り扱う。

7. 議決権に関する定款条項

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、定時株主総会に優先配当金全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金全部の支払を受ける旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

8. 新株等の引受権

法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式について株式の併合又は分割を行わない。また、本優先株主には、株式及び新株予約権の無償割当ては行わない。

本優先株主には募集新株、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数（千株）	発行済株式総数 残高（千株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増減額 （千円）	資本準備金残高 （千円）
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	1,137,147	—	140,409,528	—	14,998,875

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社ほくほくフィナンシャル グループ	富山市堤町通り1丁目2番26号	987,147	100.00
計	—	987,147	100.00

② 第一回第1種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社ほくほくフィナンシャル グループ	富山市堤町通り1丁目2番26号	150,000	100.00
計	—	150,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	優先株式 150,000,000	150,000	(注)
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 987,147,000	987,147	権利内容に何ら限定のない当 行における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 185	—	—
発行済株式総数	1,137,147,185	—	—
総株主の議決権	—	1,137,147	—

(注) 株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等②発行済株式」に記載のとおりであります。

なお、無議決権株式 (第一回第1種優先株式) は、前期末無配により議決権が発生しております。

② 【自己株式等】

該当ありません。

2 【株価の推移】

(1) 普通株式

当株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

(2) 第一回第1種優先株式

当株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		150,132	2.68	128,599	2.31	140,378	2.50
コールローン及び買入手形		—	—	51,154	0.92	120,000	2.13
買入金銭債権		211,555	3.78	192,029	3.45	199,885	3.56
特定取引資産		6,866	0.12	5,093	0.09	6,078	0.11
金銭の信託		2,426	0.04	2,432	0.04	2,426	0.04
有価証券	※7, 14	806,809	14.43	785,804	14.12	799,976	14.23
貸出金	※1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	4,119,903	73.67	4,190,152	75.32	4,145,496	73.74
外国為替	※6	10,578	0.19	8,784	0.16	9,970	0.18
その他資産	※7	52,941	0.95	60,747	1.09	54,509	0.97
有形固定資産	※9, 10 11	84,420	1.51	82,853	1.49	83,414	1.48
無形固定資産		4,255	0.08	3,630	0.07	3,897	0.07
繰延税金資産		57,737	1.03	43,742	0.79	45,720	0.81
支払承諾見返	※14	158,785	2.84	69,639	1.25	71,276	1.27
貸倒引当金		△74,030	△1.32	△61,363	△1.10	△61,115	△1.09
資産の部合計		5,592,382	100.00	5,563,299	100.00	5,621,915	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	4,805,548	85.93	4,892,945	87.95	4,896,662	87.10
譲渡性預金		54,794	0.98	52,425	0.94	58,843	1.05
コールマネー及び売渡手形	※7	31,768	0.57	50,000	0.90	31,573	0.56
債券貸借取引受入担保金	※7	27,194	0.49	11,741	0.21	13,880	0.25
特定取引負債		637	0.01	907	0.02	718	0.00
借入金	※7,12	196,444	3.51	151,647	2.73	215,856	3.84
外国為替		475	0.01	565	0.01	373	0.01
社債	※13	31,220	0.56	27,310	0.49	31,210	0.55
その他負債		53,996	0.96	55,026	0.99	51,662	0.92
退職給付引当金		360	0.01	440	0.01	387	0.01
睡眠預金払戻引当金		—	—	1,535	0.03	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※9	9,120	0.16	9,085	0.16	9,087	0.16
支払承諾	※14	158,785	2.84	69,639	1.25	71,276	1.27
負債の部合計		5,370,344	96.03	5,323,271	95.69	5,381,530	95.72
(純資産の部)							
資本金		140,409	2.51	140,409	2.52	140,409	2.50
資本剰余金		14,998	0.27	14,998	0.27	14,998	0.27
利益剰余金		44,247	0.79	64,942	1.17	54,740	0.97
株主資本合計		199,655	3.57	220,351	3.96	210,149	3.74
その他有価証券評価差額金		13,511	0.24	10,739	0.19	21,300	0.38
繰延ヘッジ損益		△134	△0.00	△17	△0.00	△23	△0.00
土地再評価差額金	※9	9,005	0.16	8,954	0.16	8,957	0.16
評価・換算差額等合計		22,381	0.40	19,676	0.35	30,235	0.54
純資産の部合計		222,037	3.97	240,027	4.31	240,384	4.28
負債及び純資産の部合計		5,592,382	100.00	5,563,299	100.00	5,621,915	100.00

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		63,272	100.00	68,172	100.00	131,066	100.00
資金運用収益		43,827		48,082		90,276	
(うち貸出金利息)		(37,172)		(40,665)		(76,343)	
(うち有価証券利息配当金)		(4,920)		(5,098)		(9,792)	
役務取引等収益		12,070		13,429		25,592	
特定取引収益		680		383		1,265	
その他業務収益		5,196		4,648		9,480	
その他経常収益		1,497		1,628		4,451	
経常費用		47,057	74.37	48,296	70.84	92,497	70.57
資金調達費用		5,245		9,497		12,561	
(うち預金利息)		(2,296)		(6,848)		(6,861)	
役務取引等費用		3,164		3,275		6,369	
その他業務費用		—		0		1	
営業経費		24,918		25,742		49,767	
その他経常費用	※1	13,728		9,780		23,797	
経常利益		16,214	25.63	19,875	29.16	38,568	29.43
特別利益		238	0.38	37	0.05	405	0.31
固定資産処分益		38		33		38	
償却債権取立益		69		3		80	
その他の特別利益		131		—		286	
特別損失		144	0.23	1,976	2.90	595	0.46
固定資産処分損		137		77		563	
減損損失		6		6		31	
睡眠預金払戻引当金繰入額		—		1,892		—	
税金等調整前中間(当期)純利益		16,309	25.78	17,936	26.31	38,378	29.28
法人税、住民税及び事業税		57	0.09	53	0.08	102	0.08
法人税等調整額		7,663	12.12	7,683	11.27	19,241	14.68
中間(当期)純利益		8,588	13.57	10,199	14.96	19,034	14.52

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本				評価・換算差額等				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	140,409	14,998	35,600	191,009	17,381	—	9,063	26,444	217,453
中間連結会計期間中の変動 額									
中間純利益	—	—	8,588	8,588	—	—	—	—	8,588
土地再評価差額金の取崩	—	—	57	57	—	—	—	—	57
株主資本以外の項目の中 間連結会計期間中の変動 額（純額）	—	—	—	—	△3,869	△134	△57	△4,062	△4,062
中間連結会計期間中の変動 額合計（百万円）	—	—	8,646	8,646	△3,869	△134	△57	△4,062	4,584
平成18年9月30日 残高 (百万円)	140,409	14,998	44,247	199,655	13,511	△134	9,005	22,381	222,037

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本				評価・換算差額等				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	140,409	14,998	54,740	210,149	21,300	△23	8,957	30,235	240,384
中間連結会計期間中の変動 額									
中間純利益	—	—	10,199	10,199	—	—	—	—	10,199
土地再評価差額金の取崩	—	—	2	2	—	—	—	—	2
株主資本以外の項目の中 間連結会計期間中の変動 額（純額）	—	—	—	—	△10,561	5	△2	△10,558	△10,558
中間連結会計期間中の変動 額合計（百万円）	—	—	10,202	10,202	△10,561	5	△2	△10,558	△356
平成19年9月30日 残高 (百万円)	140,409	14,998	64,942	220,351	10,739	△17	8,954	19,676	240,027

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本				評価・換算差額等				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	140,409	14,998	35,600	191,009	17,381	—	9,063	26,444	217,453
連結会計年度中の変動額									
当期純利益	—	—	19,034	19,034	—	—	—	—	19,034
土地再評価差額金の取崩	—	—	105	105	—	—	—	—	105
株主資本以外の項目の連 結会計年度中の変動額 （純額）	—	—	—	—	3,919	△23	△105	3,790	3,790
連結会計年度中の変動額合 計（百万円）	—	—	19,139	19,139	3,919	△23	△105	3,790	22,930
平成19年3月31日 残高 (百万円)	140,409	14,998	54,740	210,149	21,300	△23	8,957	30,235	240,384

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期) 純利益		16,309	17,936	38,378
減価償却費		892	1,495	3,048
減損損失		6	6	31
貸倒引当金の増加額		△16,193	248	△29,108
退職給付引当金の増加額		△66	52	△39
睡眠預金払戻引当金の増加額		—	1,535	—
資金運用収益		△43,827	△48,082	△90,276
資金調達費用		5,245	9,497	12,561
有価証券関係損益 (△)		△326	△717	△737
金銭の信託の運用損益 (△)		△1	△5	△0
為替差損益 (△)		△1	4	△3
固定資産処分損益 (△)		98	43	525
特定取引資産の純増 (△) 減		△737	985	51
特定取引負債の純増減 (△)		△118	189	△37
貸出金の純増 (△) 減		△10,883	△44,656	△36,475
預金の純増減 (△)		△13,166	△3,716	77,947
譲渡性預金の純増減 (△)		26,567	△6,417	30,616
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)		152,871	△64,208	172,282
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減		△4,935	△3,734	△12,537
コールローン等の純増 (△) 減		3,798	76,700	△104,531
コールマネー等の純増減 (△)		△190,531	18,427	△190,727
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)		3,377	△2,138	△9,936
外国為替 (資産) の純増 (△) 減		542	1,186	1,149
外国為替 (負債) の純増減 (△)		193	192	90
普通社債の発行・償還による純増減 (△)		—	—	△10
資金運用による収入		36,740	42,478	78,257
資金調達による支出		△4,162	△6,278	△9,463
その他		6,047	△3,955	1,790
小計		△32,260	△12,930	△67,152

		前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
法人税等の支払額		△80	△101	△81
営業活動によるキャッシュ・ フロー		△32,341	△13,032	△67,233
II 投資活動によるキャッシュ・ フロー				
有価証券の取得による支出		△27,335	△56,945	△79,728
有価証券の売却による収入		13,889	22,493	28,396
有価証券の償還による収入		38,450	32,572	91,180
投資活動としての資金運用に よる収入		4,921	5,103	9,796
有形固定資産の取得による支 出		△425	△448	△918
有形固定資産の売却による収 入		158	90	298
無形固定資産の取得による支 出		—	△361	△1,011
投資活動によるキャッシュ・ フロー		29,659	2,506	48,013
III 財務活動によるキャッシュ・ フロー				
劣後特約付借入による収入		1,000	—	6,000
劣後特約付借入金返済によ る支出		—	—	△5,000
劣後特約付社債の償還による 支出		—	△3,900	—
財務活動としての資金調達に よる支出		△958	△1,083	△1,776
財務活動によるキャッシュ・ フロー		41	△4,983	△776
IV 現金及び現金同等物に係る換 算差額		1	△4	3
V 現金及び現金同等物の増加額 (△は減少額)		△2,638	△15,513	△19,993
VI 現金及び現金同等物の期首残 高		140,972	120,979	140,972
VII 現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高		138,333	105,465	120,979

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 6社 北銀ビジネスサービス株式会社 北銀オフィス・サービス株式会社 北銀不動産サービス株式会社 北銀資産管理株式会社 Hokuriku International Cayman Limited 株式会社北銀コーポレート (2) 非連結子会社 なし	(1) 連結子会社 6社 同左 (2) 非連結子会社 なし	(1) 連結子会社 6社 同左 (2) 非連結子会社 なし
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社 なし (2) 持分法非適用の関連会社 なし	(1) 持分法適用の関連会社 なし (2) 持分法非適用の関連会社 なし	(1) 持分法適用の関連会社 なし (2) 持分法非適用の関連会社 なし
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 2社 9月末日 4社 (2) 連結子会社の中間決算日が中間連結決算日と異なる2社については、中間連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。	(1) 同左 (2) 同左	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 4社 12月末日 2社 (2) 連結子会社の決算日が連結決算日と異なる2社については、連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

	前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のある株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のある株式については連結決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については連結決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、動産については定率法、不動産については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～39年 動産：5年～6年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として6年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、動産については定率法、不動産については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～39年 動産：5年～6年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、動産については定率法、不動産については定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～39年 動産：5年～6年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社においても同様に資産の自己査定を行い、必要な引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は160,247百万円であります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社においても同様に資産の自己査定を行い、必要な引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は121,572百万円であります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社においても同様に資産の自己査定を行い、必要な引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は143,665百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（16,826百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（16,826百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>—————</p>	<p>(7) 睡眠預金払戻引当金 睡眠預金払戻引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。 (会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は357百万円減少、特別損失は1,892百万円増加し、経常利益は357百万円増加、税金等調整前中間純利益は1,535百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>

	前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(9) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(9) リース取引の処理方法 同左	(9) リース取引の処理方法 同左
	(10) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。 なお、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」については、平成14年4月にヘッジ会計の適用を中止し、ヘッジ会計の適用を中止するまで繰り延べていたヘッジ手段に係る損益又は評価差額(△5,088百万円)は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)の規定に基づき、ヘッジ手段の残存期間(4.5年)にわたり損益配分しております。	(10) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(10) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。 なお、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」については、平成14年4月にヘッジ会計の適用を中止し、ヘッジ会計の適用を中止するまで繰り延べていたヘッジ手段に係る損益又は評価差額(△5,088百万円)は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)の規定に基づき、ヘッジ手段の残存期間(4.5年)にわたり損益配分しております。

	前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>連結子会社においては、デリバティブ取引によるヘッジを行っておりません。</p>	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左
	<p>(11) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	(11) 消費税等の会計処理 同左	(11) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
5. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。 当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は222,172百万円であります。 なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。 (有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。 当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は240,407百万円であります。 なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。 (有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることとなったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>動産不動産処分益及び動産不動産処分損は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分益」及び「固定資産処分損」として表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は18,732百万円、延滞債権額は162,015百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は250百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は44,839百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は225,839百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は17,353百万円、延滞債権額は126,500百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は176百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は39,900百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は183,931百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は16,437百万円、延滞債権額は144,226百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は232百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は37,855百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は198,751百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																																										
<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、104,785百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="164 593 494 907"> <tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>136,752百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>237,872百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>預金</td><td>8,775百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>31,768百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引</td><td></td></tr> <tr><td> 受入担保金</td><td>27,194百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>153,400百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券104,533百万円、その他資産43百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,283百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,223,167百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,205,515百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	担保に供している資産		有価証券	136,752百万円	貸出金	237,872百万円	担保資産に対応する債務		預金	8,775百万円	コールマネー	31,768百万円	債券貸借取引		受入担保金	27,194百万円	借入金	153,400百万円	<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、97,726百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="595 593 925 940"> <tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>149,957百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>320,735百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>預金</td><td>11,799百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td></td></tr> <tr><td>及び売渡手形</td><td>50,000百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引</td><td></td></tr> <tr><td> 受入担保金</td><td>11,741百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>108,600百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券89,766百万円、その他資産58百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,227百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,222,642百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,196,939百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	担保に供している資産		有価証券	149,957百万円	貸出金	320,735百万円	担保資産に対応する債務		預金	11,799百万円	コールマネー		及び売渡手形	50,000百万円	債券貸借取引		受入担保金	11,741百万円	借入金	108,600百万円	<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、105,955百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1026 593 1356 940"> <tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>90,447百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>253,347百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>預金</td><td>40,441百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td></td></tr> <tr><td>及び売渡手形</td><td>30,000百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引</td><td></td></tr> <tr><td> 受入担保金</td><td>13,880百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>147,800百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券95,360百万円、その他資産58百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,255百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,248,263百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,222,687百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	担保に供している資産		有価証券	90,447百万円	貸出金	253,347百万円	担保資産に対応する債務		預金	40,441百万円	コールマネー		及び売渡手形	30,000百万円	債券貸借取引		受入担保金	13,880百万円	借入金	147,800百万円
担保に供している資産																																																												
有価証券	136,752百万円																																																											
貸出金	237,872百万円																																																											
担保資産に対応する債務																																																												
預金	8,775百万円																																																											
コールマネー	31,768百万円																																																											
債券貸借取引																																																												
受入担保金	27,194百万円																																																											
借入金	153,400百万円																																																											
担保に供している資産																																																												
有価証券	149,957百万円																																																											
貸出金	320,735百万円																																																											
担保資産に対応する債務																																																												
預金	11,799百万円																																																											
コールマネー																																																												
及び売渡手形	50,000百万円																																																											
債券貸借取引																																																												
受入担保金	11,741百万円																																																											
借入金	108,600百万円																																																											
担保に供している資産																																																												
有価証券	90,447百万円																																																											
貸出金	253,347百万円																																																											
担保資産に対応する債務																																																												
預金	40,441百万円																																																											
コールマネー																																																												
及び売渡手形	30,000百万円																																																											
債券貸借取引																																																												
受入担保金	13,880百万円																																																											
借入金	147,800百万円																																																											

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">22,347百万円</p>	<p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">22,407百万円</p>	<p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">22,124百万円</p>
<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">63,968百万円</p>	<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">58,702百万円</p>	<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">58,147百万円</p>
<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p style="text-align: right;">2,772百万円</p> <p>（当中間連結会計期間圧縮記帳額 －百万円）</p>	<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p style="text-align: right;">2,768百万円</p> <p>（当中間連結会計期間圧縮記帳額 －百万円）</p>	<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p style="text-align: right;">2,772百万円</p> <p>（当連結会計年度圧縮記帳額 －百万円）</p>
<p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金43,000百万円が含まれております。</p>	<p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金43,000百万円が含まれております。</p>	<p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金43,000百万円が含まれております。</p>
<p>※13. 社債のうち、劣後保証付永久劣後債は26,500百万円、劣後保証付期限付劣後債は3,900百万円であります。</p>	<p>※13. 社債には、劣後保証付永久劣後債は26,500百万円が含まれております。</p>	<p>※13. 社債のうち、劣後保証付永久劣後債は26,500百万円、劣後保証付期限付劣後債は3,900百万円であります。</p>
<p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は83,716百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ81,400百万円減少します。</p>	<p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は83,716百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ81,400百万円減少します。</p>	<p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は84,138百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ84,138百万円減少しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額12,767百万円を含んでおります。	※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額8,859百万円を含んでおります。	※1. その他の経常費用には、貸倒引当金繰入額21,100百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	987,147	—	—	987,147	—
第一回第1種優先株式	150,000	—	—	150,000	—
合計	1,137,147	—	—	1,137,147	—

II 当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	987,147	—	—	987,147	—
第一回第1種優先株式	150,000	—	—	150,000	—
合計	1,137,147	—	—	1,137,147	—

2. 配当に関する事項

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月22日 取締役会	普通株式	3,455	利益剰余金	3.50	平成19年9月30日	平成19年12月10日
	第一回第1種 優先株式	577	利益剰余金	3.85	平成19年9月30日	平成19年12月10日

Ⅲ 前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	987,147	—	—	987,147	—
第一回第1種優先株式	150,000	—	—	150,000	—
合計	1,137,147	—	—	1,137,147	—

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間連結会計期間 （自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）	当中間連結会計期間 （自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）	前連結会計年度 （自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 150,132百万円 預け金（日本銀行預け金を除く） △11,798百万円 現金及び現金同等物 138,333百万円	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 128,599百万円 預け金（日本銀行預け金を除く） △23,133百万円 現金及び現金同等物 105,465百万円	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 140,378百万円 預け金（日本銀行預け金を除く） △19,399百万円 現金及び現金同等物 120,979百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																						
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>9,488百万円</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td> 合計</td> <td>9,492百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>4,169百万円</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td> 合計</td> <td>4,172百万円</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>5,319百万円</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td> 合計</td> <td>5,319百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>1,186百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4,133百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,319百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>589百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>589百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	取得価額相当額		動産	9,488百万円	その他	3百万円	合計	9,492百万円	減価償却累計額相当額		動産	4,169百万円	その他	3百万円	合計	4,172百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	5,319百万円	その他	0百万円	合計	5,319百万円	1年内	1,186百万円	1年超	4,133百万円	合計	5,319百万円	支払リース料	589百万円	減価償却費相当額	589百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>9,448百万円</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>－百万円</td> </tr> <tr> <td> 合計</td> <td>9,448百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>5,035百万円</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>－百万円</td> </tr> <tr> <td> 合計</td> <td>5,035百万円</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>4,412百万円</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>－百万円</td> </tr> <tr> <td> 合計</td> <td>4,412百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>1,184百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3,228百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,412百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>585百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>585百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	取得価額相当額		動産	9,448百万円	その他	－百万円	合計	9,448百万円	減価償却累計額相当額		動産	5,035百万円	その他	－百万円	合計	5,035百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	4,412百万円	その他	－百万円	合計	4,412百万円	1年内	1,184百万円	1年超	3,228百万円	合計	4,412百万円	支払リース料	585百万円	減価償却費相当額	585百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>9,604百万円</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>－百万円</td> </tr> <tr> <td> 合計</td> <td>9,604百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>4,757百万円</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>－百万円</td> </tr> <tr> <td> 合計</td> <td>4,757百万円</td> </tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>4,846百万円</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>－百万円</td> </tr> <tr> <td> 合計</td> <td>4,846百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>1,201百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3,644百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,846百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,185百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,185百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	取得価額相当額		動産	9,604百万円	その他	－百万円	合計	9,604百万円	減価償却累計額相当額		動産	4,757百万円	その他	－百万円	合計	4,757百万円	年度末残高相当額		動産	4,846百万円	その他	－百万円	合計	4,846百万円	1年内	1,201百万円	1年超	3,644百万円	合計	4,846百万円	支払リース料	1,185百万円	減価償却費相当額	1,185百万円
取得価額相当額																																																																																																								
動産	9,488百万円																																																																																																							
その他	3百万円																																																																																																							
合計	9,492百万円																																																																																																							
減価償却累計額相当額																																																																																																								
動産	4,169百万円																																																																																																							
その他	3百万円																																																																																																							
合計	4,172百万円																																																																																																							
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																								
動産	5,319百万円																																																																																																							
その他	0百万円																																																																																																							
合計	5,319百万円																																																																																																							
1年内	1,186百万円																																																																																																							
1年超	4,133百万円																																																																																																							
合計	5,319百万円																																																																																																							
支払リース料	589百万円																																																																																																							
減価償却費相当額	589百万円																																																																																																							
取得価額相当額																																																																																																								
動産	9,448百万円																																																																																																							
その他	－百万円																																																																																																							
合計	9,448百万円																																																																																																							
減価償却累計額相当額																																																																																																								
動産	5,035百万円																																																																																																							
その他	－百万円																																																																																																							
合計	5,035百万円																																																																																																							
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																								
動産	4,412百万円																																																																																																							
その他	－百万円																																																																																																							
合計	4,412百万円																																																																																																							
1年内	1,184百万円																																																																																																							
1年超	3,228百万円																																																																																																							
合計	4,412百万円																																																																																																							
支払リース料	585百万円																																																																																																							
減価償却費相当額	585百万円																																																																																																							
取得価額相当額																																																																																																								
動産	9,604百万円																																																																																																							
その他	－百万円																																																																																																							
合計	9,604百万円																																																																																																							
減価償却累計額相当額																																																																																																								
動産	4,757百万円																																																																																																							
その他	－百万円																																																																																																							
合計	4,757百万円																																																																																																							
年度末残高相当額																																																																																																								
動産	4,846百万円																																																																																																							
その他	－百万円																																																																																																							
合計	4,846百万円																																																																																																							
1年内	1,201百万円																																																																																																							
1年超	3,644百万円																																																																																																							
合計	4,846百万円																																																																																																							
支払リース料	1,185百万円																																																																																																							
減価償却費相当額	1,185百万円																																																																																																							

(有価証券関係)

- ※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び信託受益権等を含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、該当ありません。

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）
該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）
株式	81,563	116,556	34,993
債券	500,594	489,264	△11,330
国債	264,824	258,410	△6,413
地方債	102,958	100,916	△2,041
社債	132,811	129,936	△2,875
その他	95,955	94,982	△973
合計	678,113	700,802	22,689

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成18年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	282,819
非上場株式	23,803
非上場外国証券	0
その他	259,015

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）
該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）
株式	85,684	109,969	24,284
債券	518,153	508,761	△9,392
国債	270,494	264,514	△5,979
地方債	123,009	121,802	△1,207
社債	124,649	122,444	△2,205
その他	57,510	57,155	△355
合計	661,348	675,885	14,537

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	271,786
非上場株式	24,011
非上場外国証券	0
その他	247,774

III 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
売買目的有価証券	3,146	△1

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	85,377	127,041	41,664	43,156	1,491
債券	508,258	497,308	△10,950	351	11,301
国債	266,958	260,230	△6,727	47	6,775
地方債	111,263	109,598	△1,664	227	1,891
社債	130,036	127,478	△2,558	76	2,634
その他	64,775	64,871	95	1,297	1,202
合計	658,411	689,221	30,810	44,805	13,995

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	28,836	1,072	2

5. 時価のない有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	279,826
非上場株式	23,848
非上場外国証券	0
その他	255,976

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	70,718	254,132	228,549	32,681
国債	36,506	73,483	118,536	31,703
地方債	6,490	49,732	53,376	—
社債	27,721	130,915	56,636	977
その他	6,095	36,049	455	14,303
合計	76,814	290,182	229,005	46,984

（金銭の信託関係）

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成18年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成18年9月30日現在）

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	2,426	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

[次へ](#)

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金 (平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	22,689
その他有価証券	22,689
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産 (又は (△) 繰延税金負債)	△9,178
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	13,511
(△) 少数株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	13,511

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金 (平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	14,537
その他有価証券	14,537
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産 (又は (△) 繰延税金負債)	△3,797
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	10,739
(△) 少数株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	10,739

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金 (平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	30,810
その他有価証券	30,810
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産 (又は (△) 繰延税金負債)	△9,509
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	21,300
(△) 少数株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	21,300

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	705,696	3,334	3,334
	金利オプション	481,325	4	5,779
	その他	123,842	92	2,481
合計		—	3,431	11,594

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	60,351	109	109
	為替予約	19,124	△303	△303
	通貨オプション	735,890	△0	5,895
	その他	—	—	—
合計		—	△194	5,701

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引 (平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	784,125	2,842	2,842
	金利オプション	496,570	3	5,872
	その他	99,364	△59	2,016
合計		—	2,786	10,731

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	65,858	146	146
	為替予約	26,061	△413	△413
	通貨オプション	1,092,671	△0	9,741
	その他	—	—	—
合計		—	△267	9,474

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行では、次のようなデリバティブ取引を行っています。

金利関連	金利先物取引、金利スワップ取引、金利オプション取引、金利キャップ取引、金利フロアー取引
通貨関連	通貨スワップ取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、先物為替予約取引
有価証券関連	債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引、株価指数先物取引、株価指数オプション取引、個別株オプション取引

(2) 利用目的

① お取引先ニーズへの対応

金利や為替リスクを回避したいというお取引先のリスクヘッジニーズにお応えするためにデリバティブ取引を行っております。

② リスクヘッジ

当行自身の固定金利資産等の運用及び各種調達に伴うリスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ トレーディング

短期的な売買差益の獲得を目的とするトレーディング取引については、厳格な管理体制のもとに取り組んでおります。

(3) 取り組み方針

当行では、取り組み方針、ポジション枠、損失限度等を定期的に常務会で定めております。

お取引先ニーズへの対応を目的とするデリバティブ取引については、商品内容についてお取引先の理解を得て取り組んでおります。当行自身のリスクヘッジを目的として取り組むものについては、資産・負債の総合管理（ALM）の観点から、各種のリスクを回避するために利用しております。また、トレーディング取引については、ポジション枠、損失限度額に加え、ロスカットルールを制定して取り組んでおります。

なお、一部取引についてはヘッジ会計を採用し、日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」に準拠して制定しているヘッジ取引運用基準に基づいて取り組んでおります。ヘッジ取引運用基準においては、ヘッジ取引の基本方針、管理すべきリスクの内容、ヘッジの種類等を定めております。

(4) リスクの内容とリスク管理体制

デリバティブ取引には金利、為替、価格などの変動により損失が発生する市場リスク、取引の相手方の契約不履行により損害を被る信用リスク等、他の市場性取引と同様のリスクがあります。

当行では、これらのリスクの厳格な管理のために、市場部門の組織は取引の約定を行うフロント・オフィスと勘定処理の事務を行うバック・オフィスを分離するとともに、取引担当部署から独立したリスク管理部署（ミドル・オフィス）としてリスク統括部を設置し、相互牽制が有効に機能する体制としております。リスク管理部署では、主要な取引のポジションや損益、VaR（バリュー・アット・リスク）等のリスク量について、日次で経営陣へ報告しております。また、信用リスクについても、取引の相手方の信用度に応じて取引限度額を設定し、その遵守状況を管理担当部署が定例的にチェックしております。

なお、国際決済銀行（BIS）の基準による当行のデリバティブ取引の信用リスク相当額は609億円（カレント・エクスポージャー方式）となっております。

(5) 定量的情報に関する補足説明

以下に記載しておりますデリバティブ取引に係る『契約額等』は、名目上の契約額又は計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスク額を意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	売建	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-
	金利オプション	売建	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約	売建	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-
	金利スワップ	受取固定・ 支払変動	381,623	372,421	△2,975	△2,975
		受取変動・ 支払固定	367,763	360,025	6,105	6,105
		受取変動・ 支払変動	-	-	-	-
	金利オプション	売建	243,045	198,866	△397	5,419
		買建	243,322	199,143	401	401
	その他	売建	71,986	50,193	△286	2,685
		買建	41,080	29,155	324	△345
	合計			—	—	3,171

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成19年3月31日現在）

	種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	売建	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-
	通貨オプション	売建	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ		58,366	49,073	138	138
	為替予約	売建	13,240	16	△567	△567
		買建	21,629	16	273	273
	通貨オプション	売建	486,461	360,110	△17,610	13,666
		買建	486,461	360,110	17,609	△5,571
	その他	売建	-	-	-	-
買建		-	-	-	-	
合計			—	—	△154	7,940

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引（平成19年3月31日現在）
該当ありません。
- (4) 債券関連取引（平成19年3月31日現在）
該当ありません。
- (5) 商品関連取引（平成19年3月31日現在）
該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引（平成19年3月31日現在）
該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は、銀行業以外に一部で現金整理精算等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

一般企業の海外売上高に代えた国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	148.95	166.59	167.53
1株当たり中間(当期)純利益	円	8.70	9.74	19.28
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	7.10	8.86	15.73
		(追加情報) 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は0円13銭減少しております。	—	(追加情報) 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は0円3銭減少しております。

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	8,588	10,199	19,034
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	577	—
うち中間優先配当額	百万円	—	577	—
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	8,588	9,621	19,034
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	987,147	987,147	987,147
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	577	—
うち中間優先配当額	百万円	—	577	—
普通株式増加数	千株	222,288	163,185	222,288
うち優先株式	千株	222,288	163,185	222,288

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	222,037	240,027	240,384
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	75,000	75,577	75,000
うち優先株式発行金額	百万円	75,000	75,000	75,000
うち中間優先配当額	百万円	—	577	—
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	147,037	164,450	165,384
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株	987,147	987,147	987,147

(重要な後発事象)

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

III 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		150,131	2.66	128,593	2.29	140,378	2.48
コールローン		—	—	51,154	0.91	120,000	2.12
買入金銭債権		211,555	3.75	192,029	3.42	199,885	3.52
特定取引資産		6,866	0.12	5,093	0.09	6,078	0.11
金銭の信託		2,426	0.04	2,432	0.04	2,426	0.04
有価証券	※1, 8,14	859,984	15.25	840,084	14.96	853,235	15.05
貸出金	※2,3, 4,5,6, 7,8,9	4,097,416	72.65	4,176,216	74.39	4,124,931	72.74
外国為替	※7	10,578	0.19	8,784	0.16	9,970	0.18
その他資産	※8	53,465	0.95	61,241	1.09	55,032	0.97
有形固定資産	※10, 11,13	65,828	1.17	64,461	1.15	64,931	1.14
無形固定資産		4,248	0.08	3,608	0.06	3,880	0.07
繰延税金資産		58,122	1.03	43,708	0.78	46,053	0.81
支払承諾見返	※14	189,185	3.35	96,139	1.71	101,676	1.79
貸倒引当金		△69,824	△1.24	△59,214	△1.05	△57,759	△1.02
投資損失引当金		△302	△0.00	△58	△0.00	△58	△0.00
資産の部合計		5,639,682	100.00	5,614,275	100.00	5,670,665	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	4,824,526	85.55	4,921,310	87.66	4,917,478	86.72
譲渡性預金		54,794	0.97	52,425	0.93	58,843	1.04
コールマネー	※8	31,768	0.56	50,000	0.89	31,573	0.56
債券貸借取引受入担保金	※8	27,194	0.48	11,741	0.21	13,880	0.25
特定取引負債		637	0.01	907	0.02	718	0.01
借入金	※8, 12	226,844	4.02	178,147	3.17	246,256	4.34
外国為替		475	0.01	565	0.01	373	0.01
その他負債		53,523	0.95	54,554	0.97	51,171	0.90
退職給付引当金		195	0.00	253	0.01	209	0.00
睡眠預金払戻引当金		—	—	1,535	0.03	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※13	9,120	0.16	9,085	0.16	9,087	0.16
支払承諾	※14	189,185	3.36	96,139	1.71	101,676	1.79
負債の部合計		5,418,265	96.07	5,376,667	95.77	5,431,268	95.78
(純資産の部)							
資本金		140,409	2.49	140,409	2.50	140,409	2.48
資本剰余金		14,998	0.27	14,998	0.27	14,998	0.26
資本準備金		14,998		14,998		14,998	
利益剰余金		44,258	0.78	62,633	1.11	54,411	0.96
利益準備金		2,644		2,644		2,644	
その他利益剰余金		41,613		59,988		51,767	
繰越利益剰余金		41,613		59,988		51,767	
株主資本合計		199,666	3.54	218,041	3.88	209,820	3.70
その他有価証券評価差額金		12,880	0.23	10,629	0.19	20,642	0.36
繰延ヘッジ損益		△134	0.00	△17	△0.00	△23	△0.00
土地再評価差額金	※13	9,005	0.16	8,954	0.16	8,957	0.16
評価・換算差額等合計		21,750	0.39	19,566	0.35	29,577	0.52
純資産の部合計		221,417	3.93	237,607	4.23	239,397	4.22
負債及び純資産の部合計		5,639,682	100.00	5,614,275	100.00	5,670,665	100.00

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		62,758	100.00	66,808	100.00	130,121	100.00
資金運用収益		43,621		47,899		90,021	
(うち貸出金利息)		(36,970)		(40,486)		(75,928)	
(うち有価証券利息配当金)		(4,917)		(5,095)		(9,953)	
役務取引等収益		12,072		13,431		25,597	
特定取引収益		680		383		1,265	
その他業務収益		4,888		4,326		8,879	
その他経常収益		1,495		766		4,357	
経常費用		46,618	74.28	48,935	73.25	91,967	70.68
資金調達費用		5,224		9,502		12,534	
(うち預金利息)		(2,297)		(6,870)		(6,874)	
役務取引等費用		3,163		3,272		6,368	
その他業務費用		—		0		1	
営業経費	※1	24,713		25,506		49,332	
その他経常費用	※2	13,517		10,652		23,731	
経常利益		16,139	25.72	17,872	26.75	38,153	29.32
特別利益		228	0.36	37	0.05	391	0.30
特別損失		118	0.19	1,960	2.93	560	0.43
税引前中間(当期)純利益		16,249	25.89	15,949	23.87	37,983	29.19
法人税、住民税及び事業税		44	0.07	44	0.06	88	0.07
法人税等調整額		7,672	12.22	7,687	11.51	19,256	14.80
中間(当期)純利益		8,532	13.60	8,218	12.30	18,638	14.32

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本							評価・換算差額等					純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	土地再評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計							
平成18年3月31日 残高（百万円）	140,409	14,998	14,998	2,644	33,023	35,667	191,076	16,806	—	9,063	25,869	216,945	
中間会計期間中の 変動額													
中間純利益	—	—	—	—	8,532	8,532	8,532	—	—	—	—	8,532	
土地再評価差額 金の取崩	—	—	—	—	57	57	57	—	—	—	—	57	
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 （純額）	—	—	—	—	—	—	—	△3,926	△134	△57	△4,119	△4,119	
中間会計期間中の 変動額合計（百万円）	—	—	—	—	8,590	8,590	8,590	△3,926	△134	△57	△4,119	4,471	
平成18年9月30日 残高（百万円）	140,409	14,998	14,998	2,644	41,613	44,258	199,666	12,880	△134	9,005	21,750	221,417	

当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本							評価・換算差額等					純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	土地再評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計							
平成19年3月31日 残高（百万円）	140,409	14,998	14,998	2,644	51,767	54,411	209,820	20,642	△23	8,957	29,577	239,397	
中間会計期間中の 変動額													
中間純利益	—	—	—	—	8,218	8,218	8,218	—	—	—	—	8,218	
土地再評価差額 金の取崩	—	—	—	—	2	2	2	—	—	—	—	2	
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 （純額）	—	—	—	—	—	—	—	△10,013	5	△2	△10,010	△10,010	
中間会計期間中の 変動額合計（百万円）	—	—	—	—	8,221	8,221	8,221	△10,013	5	△2	△10,010	△1,789	
平成19年9月30日 残高（百万円）	140,409	14,998	14,998	2,644	59,988	62,633	218,041	10,629	△17	8,954	19,566	237,607	

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本						評価・換算差額等					純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	土地再評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
平成18年3月31日 残高（百万円）	140,409	14,998	14,998	2,644	33,023	35,667	191,076	16,806	—	9,063	25,869	216,945
事業年度中の変動 額												
当期純利益	—	—	—	—	18,638	18,638	18,638	—	—	—	—	18,638
土地再評価差額 金の取崩	—	—	—	—	105	105	105	—	—	—	—	105
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—	3,835	△23	△105	3,707	3,707
事業年度中の変動額 合計（百万円）	—	—	—	—	18,744	18,744	18,744	3,835	△23	△105	3,707	22,451
平成19年3月31日 残高（百万円）	140,409	14,998	14,998	2,644	51,767	54,411	209,820	20,642	△23	8,957	29,577	239,397

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。	(1) 同左	(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
	なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。		なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同左	(2) 同左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、動産については定率法、不動産については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し、計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～39年 動産 5年～6年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、動産については定率法、不動産については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し、計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～39年 動産 5年～6年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、動産については定率法、不動産については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～39年 動産 5年～6年
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（6年）に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として6年）に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は126,628百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110,281百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110,198百万円であります。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（16,794百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（16,794百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。</p>
	—————	<p>(4) 睡眠預金払戻引当金</p> <p>睡眠預金払戻引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は357百万円減少、特別損失は1,892百万円増加し、経常利益は357百万円増加、税引前中間純利益は1,535百万円減少しております。</p>	—————
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建て資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建て資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以外 のファイナンス・リース取引に ついては、通常の賃貸借取引に 準じた会計処理によっておりま す。	同左	同左
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>なお、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」については、平成14年4月にヘッジ会計の適用を中止し、ヘッジ会計の適用を中止するまで繰り延べていたヘッジ手段にかかる損益又は評価差額(△5,088百万円)は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)の規定に基づき、ヘッジ手段の残存期間(4.5年)にわたり損益配分しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>なお、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」については、平成14年4月にヘッジ会計の適用を中止し、ヘッジ会計の適用を中止するまで繰り延べていたヘッジ手段にかかる損益又は評価差額(△5,088百万円)は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)の規定に基づき、ヘッジ手段の残存期間(4.5年)にわたり損益配分しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。 当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は221,552百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。 当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は239,420百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無 尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平 成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する 事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期 間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、 「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しており ます。</p> <p>(2) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は 「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は 評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘ ッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は 「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形 固定資産」に含めて表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式総額 55,078百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は17,160百万円、延滞債権額は150,374百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は250百万円です。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は42,639百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は210,425百万円です。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 55,078百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は16,026百万円、延滞債権額は123,383百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は176百万円です。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は37,700百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は177,286百万円です。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 55,078百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,904百万円、延滞債権額は134,270百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は232百万円です。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は35,655百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は185,063百万円です。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																																																						
<p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、104,785百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="165 815 501 1137"> <tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>136,752百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>237,872百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>預金</td><td>8,775百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>31,768百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引</td><td></td></tr> <tr><td>受入担保金</td><td>27,194百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>153,400百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券104,533百万円、その他資産43百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、2,850百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,223,167百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,205,515百万円あります。</p>	担保に供している資産		有価証券	136,752百万円	貸出金	237,872百万円	担保資産に対応する債務		預金	8,775百万円	コールマネー	31,768百万円	債券貸借取引		受入担保金	27,194百万円	借入金	153,400百万円	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、97,726百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="596 815 932 1137"> <tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>149,957百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>320,735百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>預金</td><td>11,799百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>50,000百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引</td><td></td></tr> <tr><td>受入担保金</td><td>11,741百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>108,600百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券89,766百万円、その他資産58百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、2,786百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,222,642百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,196,939百万円あります。</p>	担保に供している資産		有価証券	149,957百万円	貸出金	320,735百万円	担保資産に対応する債務		預金	11,799百万円	コールマネー	50,000百万円	債券貸借取引		受入担保金	11,741百万円	借入金	108,600百万円	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、105,955百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1027 815 1362 1137"> <tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>90,447百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>253,347百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>預金</td><td>40,441百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>30,000百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引</td><td></td></tr> <tr><td>受入担保金</td><td>13,880百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>147,800百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券95,360百万円、その他資産58百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、2,814百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,248,263百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,222,687百万円あります。</p>	担保に供している資産		有価証券	90,447百万円	貸出金	253,347百万円	担保資産に対応する債務		預金	40,441百万円	コールマネー	30,000百万円	債券貸借取引		受入担保金	13,880百万円	借入金	147,800百万円
担保に供している資産																																																								
有価証券	136,752百万円																																																							
貸出金	237,872百万円																																																							
担保資産に対応する債務																																																								
預金	8,775百万円																																																							
コールマネー	31,768百万円																																																							
債券貸借取引																																																								
受入担保金	27,194百万円																																																							
借入金	153,400百万円																																																							
担保に供している資産																																																								
有価証券	149,957百万円																																																							
貸出金	320,735百万円																																																							
担保資産に対応する債務																																																								
預金	11,799百万円																																																							
コールマネー	50,000百万円																																																							
債券貸借取引																																																								
受入担保金	11,741百万円																																																							
借入金	108,600百万円																																																							
担保に供している資産																																																								
有価証券	90,447百万円																																																							
貸出金	253,347百万円																																																							
担保資産に対応する債務																																																								
預金	40,441百万円																																																							
コールマネー	30,000百万円																																																							
債券貸借取引																																																								
受入担保金	13,880百万円																																																							
借入金	147,800百万円																																																							

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 60,173百万円</p>	<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 54,492百万円</p>	<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 54,205百万円</p>
<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,772百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 ー百万円)</p>	<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,768百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 ー百万円)</p>	<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,772百万円 (当事業年度圧縮記帳額 ー百万円)</p>
<p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金73,400百万円が含まれております。</p>	<p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金69,500百万円が含まれております。</p>	<p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金73,400百万円が含まれております。</p>
<p>※13. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 22,347百万円</p>	<p>※13. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 22,407百万円</p>	<p>※13. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方式に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 22,124百万円</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
	<p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私券（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は83,716百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ81,400百万円減少します。</p>	<p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私券（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は84,138百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ84,138百万円減少しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>745百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>627百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額12,944百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	745百万円	無形固定資産	627百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>735百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>608百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額9,758百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	735百万円	無形固定資産	608百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1,476百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>1,239百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額21,666百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	1,476百万円	無形固定資産	1,239百万円
有形固定資産	745百万円													
無形固定資産	627百万円													
有形固定資産	735百万円													
無形固定資産	608百万円													
有形固定資産	1,476百万円													
無形固定資産	1,239百万円													

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																				
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>9,472百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,472百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>4,161百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,161百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>5,311百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,311百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>1,184百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>4,127百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,311百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>587百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>587百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。 	動産	9,472百万円	その他	－百万円	合計	9,472百万円	動産	4,161百万円	その他	－百万円	合計	4,161百万円	動産	5,311百万円	その他	－百万円	合計	5,311百万円	1年内	1,184百万円	1年超	4,127百万円	合計	5,311百万円	支払リース料	587百万円	減価償却費相当額	587百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>9,431百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,431百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>5,032百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,032百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>4,398百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,398百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>1,180百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>3,217百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,398百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>584百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>584百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。 	動産	9,431百万円	その他	－百万円	合計	9,431百万円	動産	5,032百万円	その他	－百万円	合計	5,032百万円	動産	4,398百万円	その他	－百万円	合計	4,398百万円	1年内	1,180百万円	1年超	3,217百万円	合計	4,398百万円	支払リース料	584百万円	減価償却費相当額	584百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>9,588百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,588百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>4,756百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,756百万円</td></tr> </table> 期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>4,831百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,831百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>1,198百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>3,633百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,831百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>1,182百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,182百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。 	動産	9,588百万円	その他	－百万円	合計	9,588百万円	動産	4,756百万円	その他	－百万円	合計	4,756百万円	動産	4,831百万円	その他	－百万円	合計	4,831百万円	1年内	1,198百万円	1年超	3,633百万円	合計	4,831百万円	支払リース料	1,182百万円	減価償却費相当額	1,182百万円
動産	9,472百万円																																																																																					
その他	－百万円																																																																																					
合計	9,472百万円																																																																																					
動産	4,161百万円																																																																																					
その他	－百万円																																																																																					
合計	4,161百万円																																																																																					
動産	5,311百万円																																																																																					
その他	－百万円																																																																																					
合計	5,311百万円																																																																																					
1年内	1,184百万円																																																																																					
1年超	4,127百万円																																																																																					
合計	5,311百万円																																																																																					
支払リース料	587百万円																																																																																					
減価償却費相当額	587百万円																																																																																					
動産	9,431百万円																																																																																					
その他	－百万円																																																																																					
合計	9,431百万円																																																																																					
動産	5,032百万円																																																																																					
その他	－百万円																																																																																					
合計	5,032百万円																																																																																					
動産	4,398百万円																																																																																					
その他	－百万円																																																																																					
合計	4,398百万円																																																																																					
1年内	1,180百万円																																																																																					
1年超	3,217百万円																																																																																					
合計	4,398百万円																																																																																					
支払リース料	584百万円																																																																																					
減価償却費相当額	584百万円																																																																																					
動産	9,588百万円																																																																																					
その他	－百万円																																																																																					
合計	9,588百万円																																																																																					
動産	4,756百万円																																																																																					
その他	－百万円																																																																																					
合計	4,756百万円																																																																																					
動産	4,831百万円																																																																																					
その他	－百万円																																																																																					
合計	4,831百万円																																																																																					
1年内	1,198百万円																																																																																					
1年超	3,633百万円																																																																																					
合計	4,831百万円																																																																																					
支払リース料	1,182百万円																																																																																					
減価償却費相当額	1,182百万円																																																																																					

(有価証券関係)

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

I 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当ありません。

II 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

III 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

(2) 【その他】

中間配当

平成19年11月22日開催の取締役会において、第101期の中間配当に関し、次のとおり決議しました。

中間配当による配当金の総額	4,032百万円
1株当たりの金額	
普通株式	3円50銭
第一回第1種優先株式	3円85銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成19年12月10日

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第100期）（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

平成19年6月28日北陸財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号（売掛金、貸付金、その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合）の規定に基づく臨時報告書

平成19年12月6日北陸財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社北陸銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝次 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 蔵島 大造 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北陸銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北陸銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社北陸銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝次 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 蔵島 大造 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南波 秀哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北陸銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北陸銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社北陸銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝次 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 蔵島 大造 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北陸銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第100期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北陸銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社北陸銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝次 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 蔵島 大造 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南波 秀哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北陸銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第101期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北陸銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。